

公益財団法人医学教育振興財団役員等の報酬並びに費用に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人医学教育振興財団（以下「この法人」という。）の定款第17条、第32条及び第45条の役員等の報酬並びに費用に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 役員等とは、理事、監事、評議員及び参与をいう。

2 報酬とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第13号で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称の如何を問わない。

3 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、旅費（宿泊費を含む）、手数料等の経費をいう。

(報酬の支給)

第3条 この法人は、監事の監査に対して、1回あたり、30,000円を報酬として支給することができる。

(費用)

第4条 この法人は、役員等がその職務の執行に当たって負担し、又は負担した費用については、遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては前もって支払うものとする。

(公表)

第5条 この法人は、この規程をもって、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第20条第1項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第6条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(細則)

第7条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この規程は、公益財団法人の設立の登記の日から施行する。